

一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター運営事業費補助金交付要綱 対照表

新	旧
一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター運営事業費補助金交付要綱 第1条～第8条 略 (実績報告書) 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとする。 2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の<u>5月10日</u>までに提出しなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 取得財産等管理明細書(別記第6号様式) 3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。 4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 5 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 第10条～第12条 略 附則 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第5項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 <u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年2月12日から施行する。</u>	一般社団法人高知県U I ターンサポートセンター運営事業費補助金交付要綱 第1条～第8条 略 (実績報告書) 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとする。 2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の<u>4月20日</u>までに提出しなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 取得財産等管理明細書(別記第6号様式) 3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。 4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 5 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。 第10条～第12条 略 附則 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第5項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。